

全部で3枚ありますので、必ずご確認ください。

令和3年12月24日

「スペシャル・ウェルカニキャンペーン」登録事業者の代表者
「#WeLove山陰キャンペーン」登録事業者の代表者
鳥取県プレミアムクーポン利用可能施設の代表者

様

鳥取県交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課

「#WeLove山陰キャンペーン」及び「スペシャル・ウェルカニキャンペーン」
運営業務の外部への委託について（重要）

平素より、本県の観光施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、「#WeLove山陰キャンペーン」及び「スペシャル・ウェルカニキャンペーン」（以下「両キャンペーン」という。）の運営については、これまで当課が直接運営する形で対応してきましたが、「#WeLove山陰キャンペーン」の実施期間延長や「スペシャル・ウェルカニキャンペーン」の開始に伴う割引対象県民の拡大に伴い、見込まれる事務処理量の大幅な増加に対して円滑な対応を行うため、別添のとおり運営業務を外部へ委託することになりましたのでお知らせします。

つきましては、引き続き両キャンペーンへのご協力をよろしくお願いいたします。

【ワクチン・検査パッケージの確認方法に関するお知らせ】

○PCR検査や抗原定性検査の陰性の確認にあたっては、検査機関が発行する検査結果通知書（写しでも可）のほか、メールなど電子媒体の確認でも可能です。

運營業務の委託先について

1 委託先

「#WeLove山陰キャンペーン」及び「スペシャル・ウェルカニキャンペーン」（以下「両キャンペーン」という。）の運營業務を以下の新たな事務局に委託します。

新たな事務局の業務開始日は12月24日（金）からです。

つきましては、今後の両キャンペーンに対するお問い合わせや、申請・実績報告種類等のご提出に関しては、新たな事務局が対応しますので、ご承知ください。

「#WeLove山陰」&「スペシャル・ウェルカニ」キャンペーン事務局

〒680-0846 鳥取市扇町58 ナカヤビル2階

電話 0857-36-9090

ファクシミリ 0857-23-9500

ホームページ (<https://www.tottori-guide.jp/welove-welkani-campaign/>)

営業時間 9:30~17:00

年末年始について 12月30日(木)~1月3日(月)の間は休み

2 各種様式について

運営方法がこれまでの県の直営による補助事業から外部団体への委託業務に変わることに伴い、両キャンペーンでご利用いただいた様式について一部変更する必要が生じます。

ただし、できる限りこれまで通りの様式がご利用できるよう、字句修正程度の最小限の修正にとどめました。なお、各種様式は新たな事務局のホームページからダウンロード可能です。

様式名	変更概要
①アンケート	変更なし
②補助金交付申請書兼実績報告書	<u>字句の変更あり（補助金⇒支援金、など）</u>
③口座振替依頼書	<u>字句の変更あり（補助金⇒支援金、など）</u>
④提出書類チェックリスト	<u>字句の変更あり（補助金⇒支援金、など） 及び記入箇所の集約</u>
⑤鳥取県プレミアムクーポン配布記録簿	変更なし
⑥参加登録申込書	<u>字句の変更あり（提出先、など）</u>

【宿泊施設・旅行会社】

※年末に向け両キャンペーン共通の鳥取県プレミアムクーポンの印刷・配布を予定しております。12月31日終了時点における現行デザインで未使用のクーポン（施設の印を押印済のものを含む）については、⑤とともに新たな事務局にご変更ください（12月分の②の送付の際に同封してください）。

3 今後の換金スケジュールについて

新たな事務局から、別添のとおり換金に関するスケジュールが示されましたのでお知らせします。

事務局からのお知らせ

令和3年12月24日以降は下記の

交付決定通知書兼額の確定通知書はお送りいたしません。

事務局から実績報告書について確認等なければ随時ご指定の口座にお振込み致します。

交付決定通知書兼額の確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

鳥取県知事 平井 伸治
(公印省略)

「WeLove山陰キャンペーン」推進事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

令和3年 月 日付けの申請書兼実績報告書(以下「申請書」という。)で申請のあった「WeLove山陰キャンペーン」推進事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号、以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

(担当) 交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課 若松 電話0857-26-7421

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定及び確定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定及び確定額は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 算定基準額 | 金 円 |
| (2) 交付決定及び確定額 | 金 円 |

3 補助規程の遵守

本補助金の取受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

※県が発出する公文書は、原則として公印省略となりました。

公印がある文書が必要な場合は、ご連絡ください。